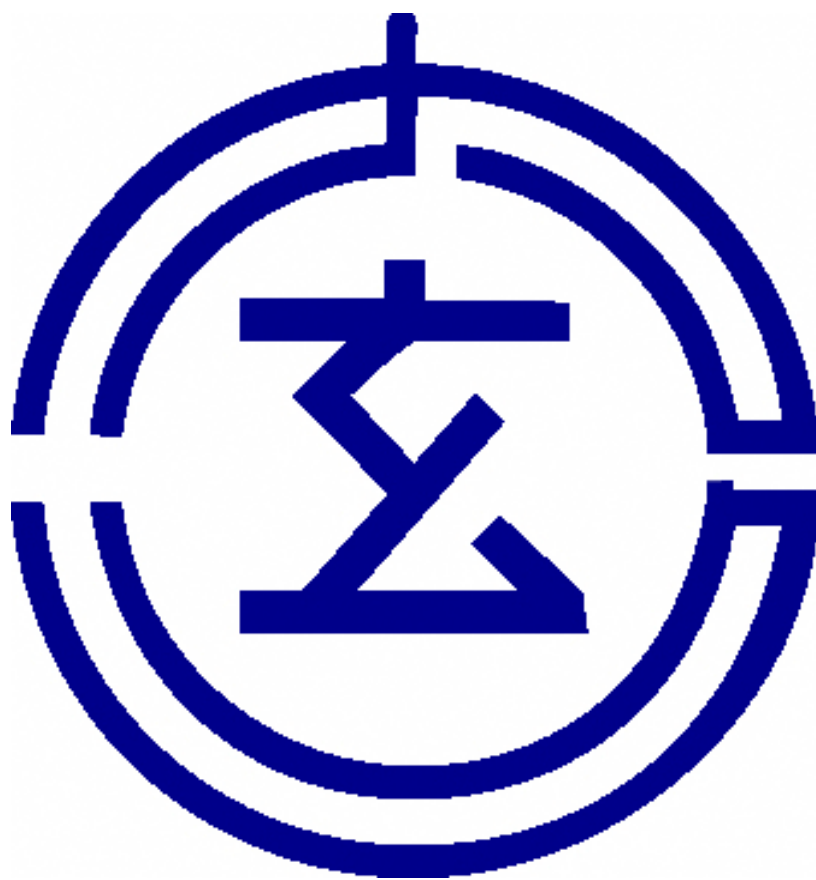


玄海町津波避難計画



令和6年10月

玄海町

目次

第1章 総則	1
1.1 目的.....	1
1.2 計画の修正.....	1
1.3 用語の意味.....	1
第2章 職員の初動体制	2
2.1 職員の連絡・参集.....	2
第3章 津波情報の収集・伝達等	2
3.1 津波情報の収集・伝達.....	2
3.2 津波の実況等の情報の収集.....	2
第4章 避難指示の発令	3
4.1 避難指示の発令及び解除基準.....	3
4.2 避難指示の発令及び解除の時期及び手順.....	3
4.3 伝達方法.....	4
4.4 伝達の確認.....	4
第5章 水門等の閉鎖措置	5
5.1 管理体制.....	5
5.2 閉鎖措置.....	5
5.3 不測の事態に備えて.....	5
第6章 避難計画	5
6.1 津波浸水想定区域図.....	5
6.2 避難対象地域.....	5
6.3 避難目標地点.....	6
6.4 避難困難地域.....	6
6.5 緊急避難場所.....	6
6.6 津波避難ビル.....	7
6.7 避難路・避難経路.....	7
6.8 避難方法.....	7
6.9 通行止め措置.....	7
6.10 誘導灯、案内板等の設置.....	8
6.11 津波避難計画の概要.....	9
第7章 避難誘導等に従事する者の安全の確保	9
7.1 避難広報や避難誘導等を行う者の安全の確保.....	9
7.2 水門等の閉鎖活動を行う者の安全の確保.....	10
第8章 避難行動要支援者等対策	10
8.1 避難行動要支援者.....	10
8.2 社会福祉施設等の避難対策.....	11

8.3 観光客等	11
第9章 避難対策の留意点	12
9.1 外津・仮屋漁港	12
9.2 埋立地	12
9.3 河川	12
第10章 ハザードマップの作成・配布	13
第11章 津波防災教育・啓発	13
第12章 訓練の実施	14

第1章 総則

1.1 目的

この計画は、津波が発生した場合にその発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間から十数時間の間、住民等の生命及び身体の安全を確保するため、佐賀県津波避難計画策定指針（改定版）（平成29年4月）に基づき作成した避難計画である。

また、この計画は、玄海町地域防災計画における避難計画を避難者の状況や地域の実情に応じて具体化するものである。

1.2 計画の修正

この計画は毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

1.3 用語の意味

この計画において、使用する用語の意味は次のとおりである¹。

- （1）津波浸水想定地域とは、最大クラスの津波が悪条件下を前提に発生したときの浸水の区域及び水深をいう。
- （2）津波対象地域とは、津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水想定地域に基づき玄海町が指定するものをいう。安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、津波浸水想定区域よりも広い範囲で指定する。
- （3）避難困難地域とは、津波の到達時間までに、避難対象地域の外（避難の必要がない安全な地域）に避難することが困難な地域をいう。
- （4）避難路とは、避難する場合の道路で、玄海町が指定するものをいう。
- （5）避難経路とは、避難する場合の経路で、自主防災組織、住民等が設定するものをいう。
- （6）緊急避難場所とは、津波の危険から緊急に避難するための高台や施設などをいう。原則として避難対象地域の外に定める。玄海町が指定するもので、情報機器、非常食料、毛布等が整備されていることが望ましいが、命を守ることを優先するため「避難所」とは異なりそれらが整備されていないこともあり得る。
- （7）避難目標地点とは、津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に定める場所をいう。自主防災組織、住民等が設定するもので、とりあえず生命の安全を確保するために避難の目標とする地点をいう。必ずしも緊急避難場所とは一致しない。
- （8）津波避難ビルとは、避難困難地域の避難者や逃げ遅れた避難者が緊急に避難する建物をいう。避難対象地域内の建物を玄海町が指定する。
- （9）避難所とは、住宅が損壊した被災者等が仮設住宅などに移転できるまでの間や比較的長期にわたって避難する施設をいう。玄海町が避難対象地域の外に指定するもので、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等が整備されていることが望ましい。

¹ 出典：津波避難対策推進マニュアル検討報告書

- (10) 避難経路等とは、避難路及び避難経路をいう。
- (11) 避難先とは、緊急避難場所、避難目標地点及び津波避難ビルをいう。

第2章 職員の初動体制

2.1 職員の連絡・参集

勤務時間外に、大津波警報・津波警報や津波注意報が発表された場合、あるいは強い地震を観測した場合の職員（消防団を含む）の連絡・参集は「玄海町地域防災計画」に定めるもののほか、次によるものとし、防災安全課長・課員の氏名、電話番号及び携帯番号を記入した紙を当直室に備え付けるものとする。

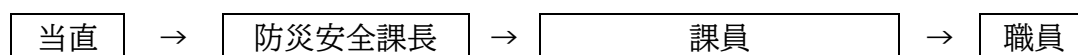


図 1 勤務時間外における職員連絡体制

地震が発生した場合は、上記によるものとする。

第3章 津波情報の収集・伝達等

3.1 津波情報の収集・伝達

大津波警報・津波警報、津波注意報や津波情報の伝達系統及び伝達方法は、次のとおりとする。

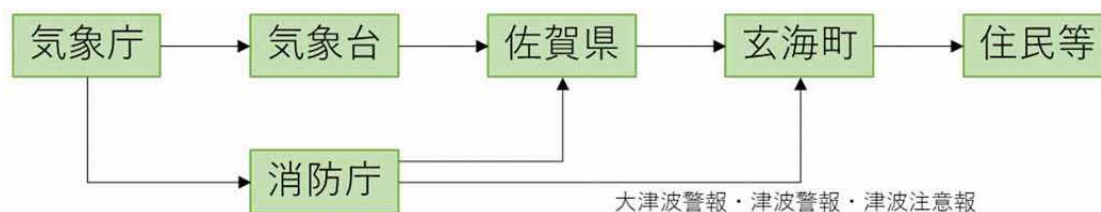


図 2 津波情報の伝達系統

- ・気象庁から佐賀県への伝達は、防災情報提供装置による。
- ・佐賀県から玄海町への伝達は、佐賀県総合防災情報ネットワークシステムによる。
- ・総務省消防庁から全国瞬時警報システム（J-ALERT）により瞬時に玄海町に伝達され、大津波警報・津波警報の場合には防災行政無線を自動起動する。

3.2 津波の実況等の情報の収集

気象庁が発表する津波観測情報などの津波観測結果を補完するものとしては、高台等の安全な場所から、海面状態を目視により監視するものとする。

津波の実況等の情報の収集は、次のとおりとする。

表 1 海面監視地点一覧

海面監視地点	実施責任者（機関）	連絡手段	伝達先
新田地区海岸	玄海町消防団 2 分団	防災行政無線、 一般加入電話等	防災安全課 (52-2115)
牟形地区海岸	玄海町消防団 2 分団	防災行政無線、 一般加入電話等	防災安全課 (52-2115)
外津地区海岸	玄海町消防団 3 分団	防災行政無線、 一般加入電話等	防災安全課 (52-2115)
仮屋地区海岸	玄海町消防団 4 分団	防災行政無線、 一般加入電話等	防災安全課 (52-2115)

第4章 避難指示の発令

4.1 避難指示の発令及び解除基準

どのような津波であれ危険な地域から一刻も早い避難が必要であるため、大津波警報・津波警報・津波注意報のいずれが発表された場合であっても、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。

(1) 避難指示の対象とする区域

ＺＺＳ

(2) 避難指示の判断基準

ア 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表

イ 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合

なお、我が国から遠く離れた場所で発生した地震（遠地地震）に伴う津波のように到達までに相当の時間があるもので、気象庁が、津波警報等の発表前から津波の到達時刻等の情報を「遠地津波に関する情報」の中で発表した場合は、当該情報を基に高齢者等避難を発令することがある。

(3) 避難指示の解除の基準

避難指示発令の基準としている大津波警報、津波警報、津波注意報が解除された段階を基本として解除する。

浸水被害が発生した場合の解除については、当該地域が避難指示発令の基準としている津波警報等が解除され、かつ住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除する。

4.2 避難指示の発令及び解除の時期及び手順

避難指示の発令及び解除の判断は、町長が基準に該当する事態を認知した場合、すみやかに行うものとする。

町長が不在あるいは町長に連絡がとれない場合は、副町長、防災安全課長の順位でこれを代行する。

4.3 伝達方法

避難指示の発令及び解除の住民等への伝達方法は、町防災行政無線（津波避難対象地域を優先）、J-ALERTサイレン（自動起動）、広報車など多様な手段を活用することにより、海浜地への警報伝達への避難指示等の情報の正確な伝達に努める。沿岸部の施設の管理者、事業者及び自主防災組織の伝達方法は以下のとおりです。

表 2 避難情報の伝達先一覧

伝達先	伝達方法	津波浸水想定 区域内	要配慮者 利用施設
玄海みらい学園	FAX 0955-80-0235	○	○
唐津青翔高校	FAX 0955-51-3021	○	○
教育支援センター	FAX 0955-52-2119	○（敷地のみ）	○
フリースペースえん		○（敷地のみ）	○
仮屋湾遊漁センター	TEL 0955-52-3045	○	
町民会館	FAX 0955-52-5017	○	
外津漁業協同組合	FAX 0955-52-2110	避難対象者有	
仮屋漁業協同組合	FAX 0955-52-2912	避難対象者有	
諸浦区長	区長連絡表による。	避難対象者有	
新田区長	//	避難対象者有	
牟形区長	//	避難対象者有	
外津区長	//	避難対象者有	
仮屋区長	//	避難対象者有	
外津区長	//	避難対象者有	
値賀川内区長	//	避難対象者無	
中通区長	//	避難対象者無	
普恩寺区長	//	避難対象者無	
平尾区長	//	避難対象者無	
浜野浦区長	//	避難対象者無	
大藺区長	//	避難対象者無	
石田区長	//	避難対象者無	
あおば園	FAX 0955-52-2015	周辺	
玄海海上温泉パレア	FAX 0955-52-5028	周辺	

避難指示の伝達文は、「玄海町避難情報の判断・伝達マニュアル（令和 6 年 10 月）」を参照のこと。

4.4 伝達の確認

避難指示の発令及び解除を行った場合は、対象地域に確実に伝わっているか再確認することとする。

第5章 水門等の閉鎖措置

5.1 管理体制

町内には、仮屋湾岸沿いに3箇所の水門があり、平時は玄海町及び玄海町教育委員会が管理している。津波時には、操作委託受託者による迅速な閉鎖が行われる管理体制及び伝達体制を確保するものとする。また、日ごろから操作手順の確認を行うことによって、操作の確実性を確保するものとする。

表 3 水門等管理体制一覧

施設名称	所在地	管理者	閉鎖操作担当者
有浦地区樋管	新田 1809 番地 17 地先	農林水産課	操作委託受託者
黒形川排水樋管	新田 1809 番地 14	教育課	操作委託受託者
内水域排水樋管	新田 1809 番地 16	教育課	操作委託受託者

5.2 閉鎖措置

水門の管理者（操作担当者を含む。）は、気象状況等に関する通知を受けたときは、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉（自動・遠隔操作を含む）を行い、その操作の万全を期するものとする。

5.3 不測の事態に備えて

不測の事態により水門などが閉鎖されない場合は、津波浸水想定区域よりも浸水範囲が拡大するおそれがあるため、津波による被害のおそれのある地域を、緩衝領域(バッファゾーン²)として広く指定するものとする。当該区域では、地域住民、民間事業者、防災関係機関、行政等が、津波への警戒意識を持ち、広く津波に備えるものとする。

第6章 避難計画

6.1 津波浸水想定区域図

県が作成した津波浸水想定区域図による。

6.2 避難対象地域

津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水想定区域図に基づき、安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、津波浸水想定地域よりも広い範囲で、津波・高潮ハザードマップにおいて津波避難対象地域として指定している。

² 資料編 P2 参照

6.3 避難目標地点

避難目標地点は、津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に定めるものであり、自主防災組織、住民等が協議し、避難行動要支援者、逃げ遅れた避難者などを勘案して設定するものとする。

避難目標地点は、避難対象地域の外縁と避難路、避難経路との接点付近となる。避難目標地点に到達後、指定された緊急避難場所へ向かって避難することとなる。

6.4 避難困難地域

避難困難地域は、避難時の住民の歩行速度から、津波シミュレーションにおける津波の到達予想時間内に、避難対象地域の外（避難の必要がない安全な地域）に避難することが困難な地域を抽出したものである。

表 4 津波避難の諸条件(日本海における大規模地震による津波)

項目	条件	根拠等
津波到達時間	42 分	佐賀県津波浸水想定
避難開始時間	5 分	津波避難計画策定指針（消防庁、H25.3）
歩行速度	0.5m/s	津波避難計画策定指針（消防庁、H25.3） 歩行困難者、乳幼児、重病人等を選択
避難先までの道のり	最大 1.1km	津波避難計画策定指針（消防庁、H25.3）

町内の避難対象地域内では、避難目標地点までの距離が 1.1km 未満なので、避難困難地域は存在しない。

6.5 緊急避難場所

緊急避難場所は、津波の危険から緊急に避難するために、避難対象地域の外に定めるものであり、避難対象地域の範囲を勘案し、指定している。なお、緊急避難場所は、比較的長期にわたって避難する施設である避難所とは異なり、安全性の確保及び機能性の確保を優先して指定している。

表 5 緊急避難場所一覧

名称	住所	電話番号	構造	収容力（人） ³
諸浦公民館	諸浦 377-2	52-6578	木造	125
玄海町役場	諸浦 348	52-2111	RC	267
九州電力値賀寮体育館	普恩寺 6315-2	—	RC	254
値賀第 2 コミュニティセンター	平尾 691	52-6109	RC	1,495
石田公民館	石田 494-1	52-6573	木造	48
産業会館	諸浦 338-1	52-6470	RC	75
玄海町公民館値賀分館	平尾 846-2	52-6229	RC	215
玄海町福祉施設	平尾 380-1	52-2730	RC	61

³ 2m²/人

藤ノ平ダム公園	藤平 930-1	—	—	115
---------	----------	---	---	-----

6.6 津波避難ビル

想定される浸水深を考慮し、逃げ遅れた避難者が緊急に避難することのできる場所として指定している。

表 6 避難ビル一覧

ビル名称	住所	電話番号	構造	収容力（人）
玄海みらい学園	新田 1809-6	80-0235	RC	683
玄海町漁村環境改善総合センター	今村 4733-9	52-6942	RC	102
仮屋コミュニティセンター	仮屋 398-15	52-2020	RC	834

6.7 避難路・避難経路

避難路は、安全性・機能性の確保を最優先に、津波・高潮ハザードマップにおいて避難路として指定している。

また、避難経路については、自主防災組織等において、次のような考えに基づき設定するものとする。

- ・ 山・崖崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少ないこと。
- ・ 最短時間で避難路又は避難目標地点に到達できること。
- ・ 複数の迂回路が確保されていること。
- ・ 原則として、海岸・河川沿いの道路ではないこと。
- ・ 避難路に面して避難ビルがあること。
- ・ 階段、急な坂道等に手すり等があること。

6.8 避難方法

避難にあたって自動車等を利用することは、次の理由により円滑な避難ができないおそれがあることから、避難方法は原則として徒歩によるものとする。

- ・ 家屋の倒壊、落下物等により円滑な避難ができないおそれがある。
- ・ 多くの避難者が自動車等を利用した場合、渋滞や交通事故によって円滑な避難を妨げるおそれがある。
- ・ 自動車の利用が徒歩による避難者の円滑な避難を妨げるおそれがある。

ただし、避難行動要支援者等の徒歩での避難が困難で、かつ、自動車利用による渋滞や交通事故等が発生するおそれや徒歩避難者の円滑な避難を妨げるおそれがない場合には、自動車利用による避難が可能である。

6.9 通行止め措置

津波が押し寄せてくる方向への避難は行わないという考えに基づき、以下の路線（区間）について、通行規制を行うものとする。

表 7 通行規制を行う路線・区間

国道 204 号線	町営住宅(新田第 2) ～ 牟形トンネル 間
県道加倉仮屋港線	仮屋橋 ～ 玄海町役場 間

なお、通行規制は、道路管理者、警察等と協力し、次の手順により行うものとする。

- ① 関係者の相互連絡、情報交換
- ② 規制措置の決定（実施責任者：道路管理者、警察）
- ③ 迂回路の選定
- ④ 交通規制の標識等の設置
- ⑤ 警察官又は関係職員の現地配置
- ⑥ 広報

6.10 誘導灯、案内板等の設置

避難所への誘導標識として、図 3 の図記号を基本として、今後、避難路に誘導灯及び案内板の設置を進め、津波防災の啓発に努める。

図 3 案内板の図記号

■ 津波注意



■ 津波避難場所



■ 津波避難ビル



これらの図記号の色彩は、
JIS Z 9101（安全色及び安全標識）で規定する
次のマンセル値を参照してください。
安全色 緑：100 4/10、黄：2.5Y 6/14
対比色 黒：N1、白：N9.5

出典：日本産業規格 JIS Z8210「案内用図記号」

6.1.1 津波避難計画の概要

避難対象地域、緊急避難場所、避難目標地点、津波避難ビル及び避難路は、下表とおりとする。

表 8 津波避難計画の概要一覧

避難対象地区名 世帯数・人数 ⁴	緊急避難場所	避難目標 地点	避難ビル	避難路
諸浦地区 14 世帯 34 人	諸浦公民館	地区で設定	—	町道諸浦・新田線
新田地区 68 世帯 153 人	藤ノ平ダム公園	地区で設定	玄海みらい学園	国道 204 号線～ 町道諸浦・新田線
牟形地区 10 世帯 37 人	藤ノ平ダム公園	地区で設定	—	国道 204 号線～ 町道諸浦・新田線
外津地区 60 世帯 157 人	九州電力 値賀 寮体育館	地区で設定	玄海町漁村環境改善総合センター	町道中通・外津線～ 町道下宮線～ 町道普恩寺・小加倉線 町道外津二線～ 町道普恩寺・小加倉線
仮屋地区 47 世帯 110 人	値賀第 2 コミュニティセンター	地区で設定	仮屋コミュニティセンター	町道新田・浜野浦線～ 国道 204 号線 町道石田線～ 国道 204 号線

第 7 章 避難誘導等に従事する者の安全の確保

7.1 避難広報や避難誘導等を行う者の安全の確保

避難広報や避難誘導等を行う町職員、消防職団員、民生委員などについては、自らの命を守ることが最も基本であり、避難誘導等を行う前提である。

津波浸水想定区域内での活動が想定される場合には、津波到達予想時間等を考慮した退避ルールを確立し、図 4 に示す活動可能時間が経過すれば活動途中でも退避するものとする。その内容について地域での相互理解を深めること、無線等の情報伝達手段を備えることなど、安全の確保を図る。

⁴ 令和 6 年 5 月 13 日現在

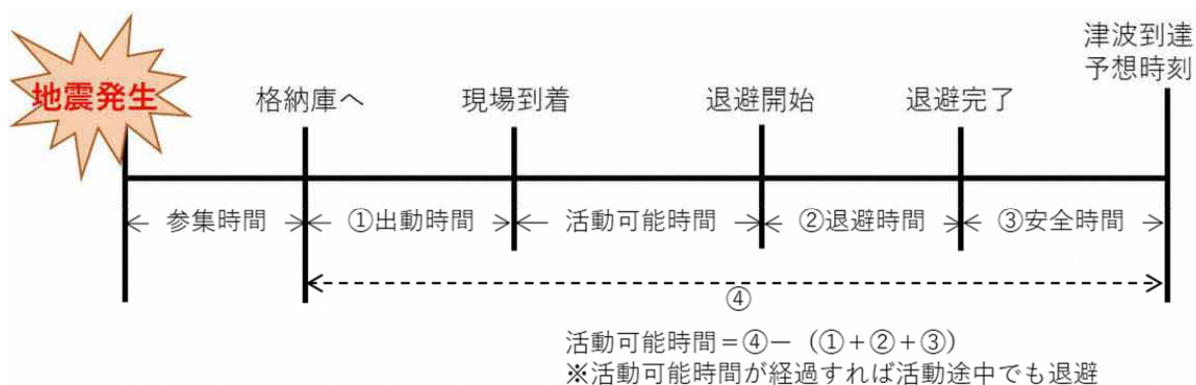
避難行動要支援者の避難支援と、避難誘導等に従事する者の安全確保は、リードタイムが限られている津波災害時には大きな問題であり、避難行動要支援者自らも防災対策を検討するとともに、支援のあり方を明らかにしておくものとする。

7.2 水門等の閉鎖活動を行う者の安全の確保

水門等の閉鎖活動を行う町職員、消防団員等においては、自らの命を守ることが最も基本であり、津波到達予想時間等を考慮した退避ルールを確立し、図4に示す活動可能時間が経過すれば活動途中でも退避するものとする。津波浸水想定区域内においては、震源によっては、津波到達までに時間がないことも想定され、その場合は、水門等の閉鎖を放棄し、自らの退避と住民の避難誘導等を優先する。

また、海岸付近に勤務している消防団員は、消防格納庫等へ参集せず水門等に直行する場合があります。消防格納庫が津波浸水想定区域内にある場合は、閉鎖活動を行う者の安全確保の観点から参集場所を明らかにしておくものとする。

図4 活動可能時間の算出



第8章 避難行動要支援者等対策

8.1 避難行動要支援者

津波避難対象地域内における避難行動要支援者の現状を把握し、避難行動要支援者の避難が的確に行えるよう支援対策を定めるものとする。

(1) 環境整備

町は、避難場所、避難路の指定に当たっては、地域の避難行動要支援者の実情を踏まえ、安全性や機能性に配慮した案内板の設置等の環境整備に努めるものとする。

(2) 情報伝達

大津波警報・津波警報、津波注意報、避難指示の住民等への伝達手段は、防災行政無線（同報系）、J-ALERT、サイレン等の音声伝達が主体となっているため、町は、避難行動要支援者の態様に応じ、情報伝達手法に配慮するとともに、登録支援者や近隣者による支援体制を確立するものとする。

(3) 避難行動の援助

ア 町は、あらかじめ自主防災組織毎に、在宅の高齢者、乳幼児、障がい者、病人等の避難にあたり、個別避難計画に基づき、支援を要する避難行動要支援者の人数及び支援者の有無等の現状を把握し、消防団や自主防災組織、事業所等の防災組織の整備を通じて、地域全体で避難誘導、情報伝達、救助等の体制を整備するものとする。

イ 津波発生のおそれにより、町長から避難指示が発令されたときは、アに掲げる者の緊急避難場所までの介護及び搬送は、個別避難計画に示されている要支援者が担当する。それによって不足する場合は、本人が属する地区の消防団に応援を求めることとする。町は、自主防災組織等を通じて介護又は搬送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。

(4) 啓発

町は、避難行動要支援者やその家族に対し、防災パンフレット等の配布や、地域の防災訓練への参加等について積極的に呼びかけを行うなど、避難の際の行動や津波に対する知識について啓発するものとする。

8.2 社会福祉施設等の避難対策

社会福祉施設、学校、医療施設等のうち、円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるものについては、津波に関する情報、大津波警報・津波警報・津波注意報の発表及び伝達に関する事項をあらかじめ定めておく。また、これらの施設の所有者又は管理者は、同施設の防災体制や利用者の避難誘導、避難訓練、防災教育等を定めた避難確保計画を策定に努め、町は助言等を通じて必要な支援を行うものとする。

8.3 観光客等

観光協会や旅館組合等関係団体と共同して、観光客、釣り客等への避難対策を定めるものとする。

(1) 情報伝達

ア 観光施設、宿泊施設等の施設管理者、施設管理者に対して、防災行政無線(同報系)の個別受信機の設置等により伝達手段を確保する。

イ 施設管理者等は、施設利用客への情報伝達方法や避難誘導方法等を規定したマニュアルを定めるものとする。

ウ 屋外者に対しては、防災行政無線(同報系)の屋外拡声器、J-ALERT、サイレンにより伝達する。

エ 釣り場等の事業者は、情報収集機器(ラジオ、個別受信機等)や情報伝達機器(拡声器、放送設備、サイレン)を配備するものとする。

(2) 観光施設、宿泊施設等の避難対策

海岸沿いの観光施設、宿泊施設の事業者は、町や地域住民等が定める津波避難計画との整合性を図りながら、施設毎に津波避難計画を策定するものとする。

(3) 緊急避難場所等の確保、看板・誘導標識の設置

町は、観光客等、地理不案内の外来者に対しては、海拔・津波浸水想定地域・具体的な津波襲来時間や高さの表示、避難方向（誘導）や緊急避難場所等を示した案内看板等の設置に努める。

第9章 避難対策の留意点

9.1 外津・仮屋漁港

各漁港における避難対策を、漁業協同組合及び船舶管理者との協議を踏まえ、次のように定めるものとする。

- (1) 避難できない小型船舶については、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとるものとする。
- (2) 津波が到達するまでに時間が無いと予想される場合、船は放置して避難するものとする。（船舶の港外避難、小型船の引き上げ等は、時間的余裕のある場合のみ行う。）
- (3) プレジャーボート等の海域を航行・係留する船舶の増加を踏まえ、河川の場合には津波の遡上をも考慮し、津波発生時の情報伝達や、船舶を完全に係留した上での避難行動等を定めるものとする。特に、係留されている船舶が漂流・転覆し、さらに橋脚等の構造物を破損させるおそれもあるため、このような事態を防ぐよう船舶管理者の意識啓発等に努めるものとする。
- (4) なお、(1) 及び (2) の措置を講じるに当たり、船舶管理者が車輦で港湾・漁港に駆けつける場合、津波による車輦の漂流等を防止するため、避難対象地域外に駐車するものとする。

※参考：資料編 V 津波来襲時の船舶の望ましい対応

9.2 埋立地

埋立地において予想される地震・津波時の被害状況を踏まえ、津波避難対策においては次の点に留意するものとする。

- 埋立地のように地盤が軟弱な低平地では、地震動による液状化や地盤沈下といった地盤災害に加え、津波による浸水域も広がる可能性があるため、余裕をもった避難路、避難場所等の設定に配慮するものとする。

9.3 河川

町内の河川（有浦川・志礼川等）において予想される地震被害、津波遡上の危険性を踏まえ、津波避難対策においては、次の点に留意するものとする。

- 河川周辺は多目的（運動場、公園、アウトドアレジャーなど）に利用され、不特定の人が訪れる場所となっているため、河川も、海岸沿いの施設と同じように、余裕をもった避難路、避難場所等の設定に配慮し、利用者への情報伝達方法を示すものとする。

第10章 ハザードマップの作成・配布

県が作成し、配布した津波浸水想定区域図をもとに避難対象地域、避難路、避難場所等を記載したハザードマップを作成し、令和3年7月に住民に対し配布した。

第11章 津波防災教育・啓発

津波防災教育・啓発において最も大切なことは、住民等に対して「自らの命は自ら守る」という観点に立って、強い揺れや弱くても長い揺れがあった場合には津波の発生を想起し、大津波警報等の情報を待たずに自らできうる限り迅速に高い場所への避難を開始することとし、率先して避難行動を取ることを徹底させることである。こうしたことに配慮して、津波防災教育・啓発は、各地域の実情（津波災害履歴の有無、海岸付近の土地利用、地域コミュニティの成熟度、社会的環境の変化）に応じ、次の手段、内容、啓発の場等を組み合わせながら実施するものとする。

（1）津波防災教育・啓発の手段

テレビ、ラジオ、新聞等などの公共マスメディアやパンフレット、広報誌、ビデオ、ホームページ、SNS、ツイッター等を活用するものとする。また、津波啓発看板等や予想される津波の来襲時間や高さ・津波浸水想定区域の表示等の利用及び設置に努めるものとする。

（2）津波防災教育・啓発の内容

文献や過去の地震による津波の課題も視野に入れ、住民への日ごろから防災意識の啓発を図り、周知に努めるものとする。

① 津波に対する心得（資料編Ⅱ参照）

② 津波に関する基礎知識

1. 津波発生メカニズム
2. 津波は時速約700kmというジェット機並みの速さで伝播
3. 地震の揺れが弱くても大津波が来ることがある（津波地震）
4. 地震を感じなくても大津波が来ることがある（遠地津波）
5. 津波は何波もくる。第一波より第二波、第三波が高い場合もある。
6. 津波は川を遡上する。津波は湾奥で高くなる。など

③ 津波浸水想定区域

④ ハザードマップ、防災マップ

（3）津波防災啓発の場

家庭、学校、地域社会（消防団、自主防災組織、町内会、婦人会、自治会等）、事業所等を活用するものとする。

（4）自主防災組織の育成

地域の実情に即した仕組みを考え、住民が自発的に組織に参加し、効果的な活

動ができる方策を検討するものとする。

(5) 防災リーダーの育成

津波避難も含む防災講習会等を実施し、地域社会や事業所等において津波防災啓発の核となる人材を育成するものとする。

(7) 観光客等に対する啓発

観光客等に対して、津波に対する心得や当該地域の津波の危険性、避難場所等を啓発するものとする。

(8) 防災関係機関との情報共有と連携

防災関係機関相互間及び防災関係機関と住民等の間における連携を図るものとする。

第12章 訓練の実施

津波防災訓練は、情報収集および伝達訓練、津波避難訓練、津波防災施設操作訓練、津波監視および観測訓練などを含み、「津波防災の日」に実施するものとする。

訓練においては実際に避難を行い、避難ルートを確認し、情報機器類や津波防災施設の操作方法に習熟するとともに、想定されたとおりの避難対策が実現可能か否かを検証し、課題の抽出、整理、解決を図り、各地域における津波避難計画に反映させていくものとする。

玄海町津波避難計画

平成 23 年 7 月 策定

令和 3 年 10 月 一部修正

令和 6 年 10 月 一部修正

玄海町 防災安全課